

公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程改定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団（以下「本財団」という。）の定款 17 条及び第 34 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 13 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は原則として年俸額とし、非常勤役員に対しては理事会に出席等職務に遂行の都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には定款第 17 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 4 評議員に対しは評議員会に出席等の職務遂行の都度、定額を支給することができる。
- 5 役員及び評議員の退任にあたっては、その任期に応じ第 6 条に規程する退任慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は月額報酬とする。役員報酬額は、別表1「役位別常勤役員の支給限度額(年間報酬)」に定める額の範囲で、理事会の決議により定めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 本財団は、常勤役員の報酬は毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 役員および評議員の報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関に振りこむこともできるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退任慰労金)

第6条 本財団は、常勤役員として円満に勤務し退任した者に支給する退任慰労金は、別表4「常勤役員の退任慰労金」に定める額とする。

- 2 非常勤役員および評議員を退任した者には、退職慰労金は支給しないものとする。

(費用)

第7条 本財団は、役員および評議員の職務遂行に伴う費用について、次の各号に定めるところにより、支払うことができる。

- 2 役員及び評議員が職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。
- 3 評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会等に出席した場合には、役員報酬に加えて実費交通費相当額及び宿泊を要する場合には宿泊相当額を支払うことができる。
- 4 常勤役員の通勤手当は、その通勤の実態に応じて職員の通勤手当の支給基準に準じて支給することができる。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により決定する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、令和2年6月25日より改正する。(別表2・3改定)